

「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、かさまつまちづくりイベント実行委員会が「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の受託事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務

(2) 業務の目的

かさまつまちづくりイベント実行委員会では、例年開催されていた「笠松川まつり」に代わる、笠松町の新しい夏の風物詩として定着するシンボリックなイベントを創造し、地域の魅力の再発見および多くの集客が見込めるイベント実施を予定している。

そこで、イベント運営の全般を担うことができる受託事業者に、イベントの企画・調整、運営・設営および開催後の撤収等を行うイベント業務を委託するものである。

(3) 業務内容

別紙「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約日から令和7年8月25日まで

(5) 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税含む。消費税及び地方消費税の率は10パーセント。）以内とする。

3. プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務事業者選考プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）」

(2) 実施形式

「公募型」とする。

(3) 主催者

かさまつまちづくりイベント実行委員会

(4) 事務局

企画環境経済部企画DX課未来創造室

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL：058-388-1127 FAX：058-387-5816

E-mail：miraisouzou@town.kasamatsu.lg.jp

(5) スケジュール

受注候補者決定までの事務手順は次のとおりとする。

内容	期日等
参加意向申請書提出期間	本要領公開の日～令和7年4月11日（金）午後5時
質疑受付期間	本要領公開の日～令和7年4月14日（月）午後5時
質疑回答期限	令和7年4月16日（水）
企画提案書等提出期限及び参加以降申請書取下げ期限	令和7年4月21日（月）午後5時
プロポーザル審査結果通知	令和7年4月28日（月）

4. プロポーザルの実施要領

(1) 参加意向申請書の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、かさまつまちづくりイベント実行委員会が定める参加意向申請書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年4月11日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

前記「3（4）事務局」あてに持参又は郵送により提出すること。

※持参による場合は、笠松町役場の閉庁日を除く各日9時から17時まで。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(2) 質問及び回答

質問は、質問書（任意様式）により、Eメールにて前記「3（4）事務局」へ提出すること。

※件名には「【「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務】〇〇（社名）」と記載すること。

ア 質問書提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時まで（必着）

イ 回答方法

回答は、質問提出者及び参加表明者全員に対して、令和7年4月16日（水）までに質問書若しくは参加意思確認書に記載のメールアドレスあてに通知する。なお、質疑に対する回答は、本プロポーザル実施要領及び仕様書の修正又は追加とみなすものとする。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書等は、①及び②は各7部（正本1部、副本6部※副本は会社名を消す）、③は1部を揃えて提出すること。

ア 提出書類

①企画提案書（任意様式）

②事業者の実績（任意様式）

③見積書（様式任意）

※用紙サイズはA4、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

※企画提案書には、表紙及び目次を除き、ページ数を記載すること。

※企画提案書には、「かさまつ夏フェス（仮称）」イベント委託業務仕様書の「4業務委

託概要（４）業務内容」に示した業務に対する取組方法を具体的に記載すること。
※見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

イ 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

前記「3（4）事務局」あてに持参又は郵送により提出すること。

※持参による場合は、笠松町役場の閉庁日を除く各日9時から17時まで。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

5. 審査方法及び審査基準

（1）審査者

プロポーザル審査委員会（かさまつまちづくりイベント実行委員会の運営委員会で構成）を設置し、本プロポーザルにおける審査を行うものとする。

（2）審査基準

企画提案の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の審査結果に基づく評価点の合算により行う。

番号	審査項目	審査内容	配点
1	事業者の実績・能力	専門的なノウハウや知識を有し、本イベントの業務委託においても活かすことが期待できる事業者であるか。	20
2	委託業務実施方針	仕様書に沿った内容であるか。また、本業務に対する理解度、取組方針が明確であるか。	10
3	提案内容	笠松町の新しい夏の風物詩として定着するシンボリックなイベント内容の提案となっているか。	15
		地域の魅力が再発見できるイベント内容の提案となっているか。	15
		多くの集客が見込めるイベント内容の提案となっているか。	15
4	取組意欲	企画提案書からイベントを成功させようとする意欲を感じられるか。	15
5	価格	見積価格は、業務内容に対して適正か。	10
合計			100

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ・ 参考見積書の金額が低い者

6. 企画提案書審査・通知

提出された企画提案書等についてプロポーザル審査委員会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者選定する。なお、提案者が1者であっても本プロポー

ザルは成立するものとする。

審査の結果は、すべての提出者に対して電子メールにより通知する。選定されなかった者に対してはその旨を通知する。

7. 失格

本プロポーザルの参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、前記「3（4）事務局」において審査の上、当該参加者が行った提案を無効にする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この説明書に示した提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 8の資格要件を満たさなくなった場合
- (4) この実施要領に定められた以外の手法により、関係者に本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 談合等の不正行為があった場合

8. 資格要件

- (1) 業務遂行を円滑に行うため、迅速に対応ができること。
- (2) 下記のいずれにも該当しないこと。
 - ・特別の理由がある場合を除くほか、本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ・国、地方公共団体からの入札参加の停止を受けている者

9. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選考された者と契約を締結する。ただし、当該契約が不調のときは、5（2）による順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結に当たっては、参加者が提案した業務を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議し決定するものとする。

10. その他

- (1) 本提案に要する経費については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、かさまつまちづくりイベント実行委員会が本業務に係る範囲において公表する場合、その他かさまつまちづくりイベント実行委員会が必要と認められる場合は、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (3) 企画提案書は各指名者1提案とし、正確かつ簡潔な内容とする。
- (4) 提出書類の提出後の内容の修正又は変更は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組み合わせはできないものとする。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報等は、本業務の受託事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。

- (6) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。また、情報公開請求の対象としない。
- (7) 提案者又はその関係者は、審査に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とする。
- (8) 審査の内容についての問合せ及び、審査に対する異議申し立ては受け付けない。
- (9) 業務委託内容については、審査の結果選定された事業者の企画提案内容に応じて、変更する場合がある。
- (10) 事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。